

扶養認定について

収入条件について(主として被保険者の収入により生活していることが前提)

60 歳未満・・・・・・・・・・年間収入 130 万円未満

※19 歳以上 23 歳未満は年間収入 150 万円未満 (配偶者除く)。

60 歳以上または障害者・・・・年間収入 180 万円未満

※障害者とは、おおむね厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度をいう。

認定日について

- ・ 事実発生日から 1 か月以内に書類が健保組合に到着した場合 …… 事実発生日まで遡り認定
- ・ 事実発生日から 1 か月を超えて書類が健保組合に到着した場合 …… 書類到着日で認定

主な例

- ・ 退職日から 1 か月以内の場合 …… 退職日の翌日(資格喪失日)で認定
- ・ 婚姻による入籍から 1 か月以内の場合 …… 入籍日で認定(入籍日がわかる書類添付)
- ・ 失業保険受給終了後から 1 か月以内の場合 …… 支給終了処理日で認定
- ・ 子が誕生した場合 …… 書類到着日にかかわらず誕生日で認定

削除日について

- ・ 就職、離婚、結婚、扶養義務者の変更の場合 …… 事実発生日まで遡り削除
- ・ 死亡の場合 …… 死亡日の翌日で削除

認定できない場合

- ・ 失業給付金、傷病手当金、出産手当金、労災給付金を受給中の方の場合
 - ・ 子の扶養認定申請時において、収入額が被保険者よりも配偶者の方が多い場合
- ※上回っている収入額が被保険者の収入額の 1 割以内である場合に限り、被保険者の扶養に入れてもよい。

主な扶養の範囲

同居でも別居でもよい

配偶者・子・父母・祖父母・弟妹・孫・兄姉

同居が条件

義父母・甥・姪・伯(叔)父・伯(叔)母

扶養認定に必要な添付書類一覧

扶養家族の状況		添付書類
婚姻された方		婚姻届受理証明書(写)、戸籍謄本(写)など入籍日がわかるもの
1年以上無収入の方		非課税証明書(写)
1年以内に退職した方	退職後失業給付を受給される予定の方	資格喪失証明書(写)または離職票(写)、雇用保険を受給する際の申出書
	退職後失業給付を受給されない方	資格喪失証明書(写)または離職票(写)、雇用保険を受給しない旨の同意書
	すでに失業給付を受給終了された方	雇用保険受給終了証(写)
	雇用保険未加入の方	資格喪失証明書(写)
	公務員の方	資格喪失証明書(写)または辞令(写)
18歳以上の学生の方		学生証(写)または在学証明書(写)
パート・アルバイト等の方		直近3ヶ月分の給与明細(写)、雇用契約書(写)など
自営業の方		直近の青色申告決算書(写)、収支内訳書(写)など経費内訳がわかるもの
廃業した方		廃業届出書(写)

1. 上記に加え

年金受給の方(老齢・遺族・障害等)	直近の年金振込通知書(写)
別居の方	直近の振込通知書(写)など、仕送りの金額がわかるもの
同居が扶養認定の条件となる方	続柄が記載された住民票(写)
外国人の方、被保険者と姓が異なる方	続柄が記載された住民票(写)または戸籍謄本(写)

※現況届、事業主証明書の提出はすべての方が対象です。

※状況により、追加で書類の提出をお願いすることがございます。